

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市聴能言語訓練事業
発 注 課	保) 障がい保健福祉部 障がい者更生相談所（視聴覚障がい者情報センター）
選 定 事 業 者	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当事業は、聴覚障がい者が陥りやすいコミュニケーション手段の不足を補い、自立更生、社会への適応を高めることを目的として、残存聴力の活用や手話等の聴覚以外のことばの習得訓練等を行うものである。</p> <p>本事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 聴覚障がい者と対話できる人材の確保ができること</li> <li>2 聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること</li> <li>3 障がい者の訓練による習得状況が判断できること</li> </ol> <p>があげられる。</p> <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者や障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、本事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がいを持った方の程度に応じた配慮や工夫ができています。</p> <p>また当事業は昭和62年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績がある。</p> <p>当該事業者のほかに上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和7年2月18日